

## 調 査 概 要

## ①調査対象

35歳以上75歳未満の安曇野市の国民健康保険被保険者2,000人（無作為抽出）

## ②配布方法

郵送による調査票の配布・回収

## ③調査期間

平成19年7月25日～8月8日

## ④回収数

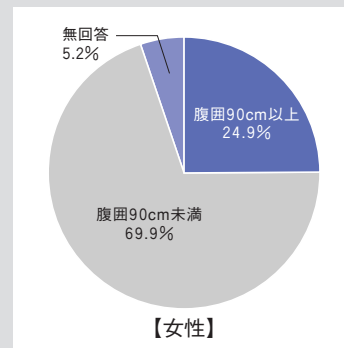
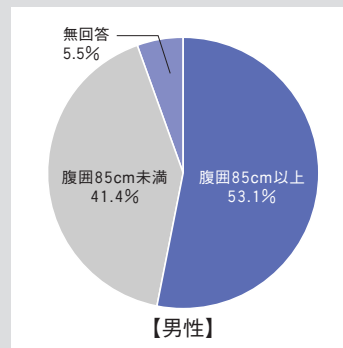
930票（回収率46.5%）

特定健診・特定保健指導  
実施に向けたアンケート調査の結果

市では、来年4月から国民健康保険の特定健診・特定保健指導の実施に向けて、「特定健康診査等実施計画」の策定を進めています。この計画は、新制度運用の基礎となるもので、被保険者の生活習慣病の効果的な予防を図るため計画されるものです。そこで、この計画の策定にあたり、国民健康保険に加入している皆さんの健康診査に対する状況などを把握するためのアンケート調査を行いました。その結果の一部を紹介します。

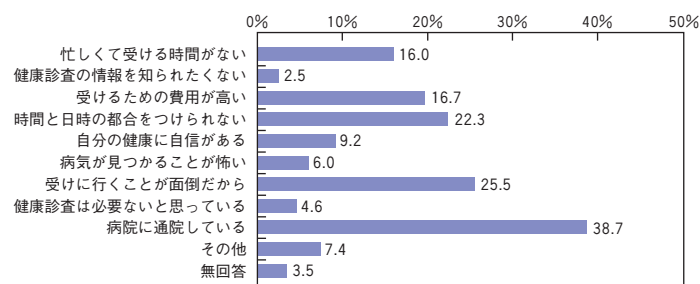
## 腹囲（へそ周り）の状況

男性で腹囲（へそ周り）が85cm以上、女性で腹囲が90cm以上であると、メタボリックシンドローム予備軍に該当しますが、男性では腹囲が85cm以上の人が53.1%、女性では腹囲が90cm以上の人が24.9%となっており、男性の半数以上、女性の1/4程度がメタボリックシンドロームの可能性あります。（回答数 男性384人、女性519人）



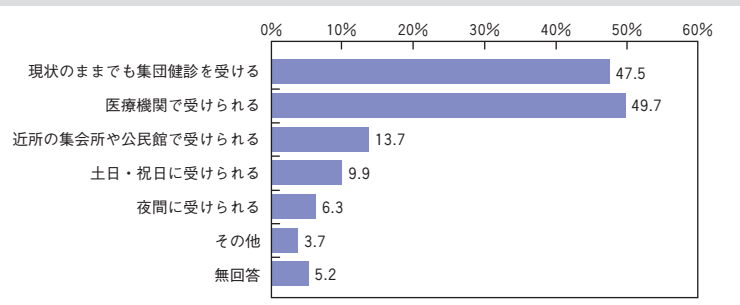
## 健康診査を受診しない理由

健康診査を受けていない282人にその理由を尋ねたところ、「病院に通院している」が38.7%と最も多く、次いで「受けに行くことが面倒だから」が25.5%、「時間と日時の都合をつけれない」が22.3%となっています。（回答数 282人）



## 健康診査を受けるための条件

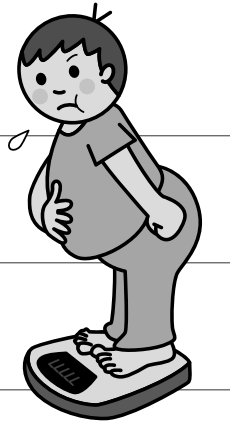
健康診査を受けるための条件は「医療機関で受けられる」が49.7%、「現状のままでも集団健診を受ける」が47.5%と、この2項目の割合が高く、半数近くを占めています。次いで「近所の集会所や公民館で受けられる」が13.7%となっています。（回答数930人）



調査報告書の全文は市民課国保年金係窓口、または市ホームページでご覧いただけます。市では、この調査結果を踏まえて、市民の皆さんのご意見を反映した計画にしていきたいと考えています。計画へのご意見などはお気軽に下記までご連絡ください。

市民課国保年金担当（TEL 82・3131 FAX 82・6622）または市ホームページ問い合わせフォーム

## 来年4月から医療制度改革により

特定健診・特定保健指導が  
始まります。

医療制度改革により、従来実施している基本健診に代わり、医療保険者（市では国民健康保険）が「特定健康診断・特定保健指導」を来年4月から実施することになります。

この制度は、市が実施していた基本健診が市の国保（医療保険者）として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防に重点を置いて実施することが義務付けられました。この制度の概要について、一問一答にまとめました。

**Q** どこが実施するの？  
**A** 加入している「医療保険者」が実施します。

医療保険者とは、国民健康保険・政府管掌健康保険・組合健保・共済組合などをいいます。加入している医療保険証をご確認ください。

**Q** 対象者は？  
**A** 法令上は40歳から74歳が対象です。

市では、35歳以上40歳未満の

## メタボリックシンドローム

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、進行すると心臓病・糖尿病の合併症を発症する危険性が高まります。これは健康を損なうばかりでなく、医療費の増大という問題も生じます。新しい健診制度を活用することで、人も会計も健康な状態を保つことを目指します。

## セルフチェックリスト

次の項目に当てはまるかチェックしてみてください。1に加え、2～4（高脂血症、高血圧、糖尿病）のうち2つ以上にあてはまるとメタボリックシンドロームです。

## 1 肥満（おへその高さ腹囲を測る）

- ☐ 男性 85cm 以上  
☐ 女性 90cm 以上

## 2 中性脂肪

- ☐ 中性脂肪 150mg/dL 以上  
または  
☐ HDL コレステロール 40mg/dL 未満

## 3 高血圧

- ☐ 収縮期血圧（最高血圧） 130mmHg 以上  
または  
☐ 拡張期血圧（最低血圧） 85mmHg 以上

## 4 高血糖

- ☐ 空腹時血糖値 110mg/dL 以上

※メタボリックシンドローム診断基準検討委員会より

国民健康保険の人と75歳以上の人の健診は、従来と同じく健診が受けられるように検討中です。

**Q** 健診・保健指導の内容は？  
**A** メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導制度です。

検査項目は国が定め、現在、市で行っている基本健診とは、若干内容が異なります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を特定するための健診が重点的に行われ、健診結

国民健康保険に関することは

市民課国保年金担当

（TEL 82・3131 FAX 82・6622）

健診・保健指導に関することは  
健康推進課保健予防係

（TEL 81・0726 FAX 81・0703）

果に応じた保健指導を受けることが出来ます。

なお、生活習慣病は突然発症するのではなく、その前からの健診結果より予兆を知ることが出来ます。必ず年に1回は健診を受けるようにしてください。